

番号：151074

国名：キルギス

担当：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名：輸出のための野菜種子生産振興プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年2月上旬から2016年4月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月6日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ① 業務実施の基本方針 8点
 - ② 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 45点
 - ② 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③ 語学力 18点
 - ④ その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	キルギス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

農業はキルギス共和国（以下「キルギス」）の基幹産業であり、GDP の 22%を占め、人口の 33% が従事している。乾燥し晴れの日が多い気候と山岳地帯の積雪による安定した水源に恵まれ、80 万ヘクタールもの灌漑用地が整備されることにより、キルギスはソ連時代には種子の一大生産地であった。しかし、1991 年のソ連の崩壊にともない、種子の生産技術の更新や普及システムの維持がなされず、種子生産は著しく減少している。

キルギスの種子生産振興を所管する農業・土地改良省の役割は土地管理局種子産業振興課による種子法等の法整備と他の関連機関や民間セクターとの調整、及び同省下の国家種子検査局 (SSI) による種子認証の管理と種子や圃場の検査等に限定されている。特に野菜種子生産振興に関してはほとんど政府の関与はなく、民間セクターの代表としてキルギス種苗協会 (SAK) が種子関連の法律や政策への提言等を行い、種子生産技術に関する情報交換、海外ドナーからの委託事業のあっせん等を行う等、政府の役割を補完している。

前述のとおり、キルギスは種子生産のポテンシャルが高く、ロシア等 CIS 諸国にとっても、安価で高品質な種子を提供できる国としてニーズが高く、特に野菜種子に関しては、本邦種子企業も将来の種子生産地としてそのポテンシャルを高く評価している。このような野菜種子の将来性から、野菜等の生産者の中には、生鮮野菜と比べて保存が可能で付加価値も高い野菜種子栽培を行いたいとする生産者も確認されている。他方で民間や関係政府機関等の関係者間の調整や、種苗協会等の海外マーケットへの情報発信及び情報収集能力、種子の品質を保証するための検査技術が不足しており、それに加えて種子生産技術が維持されておらず、海外種子企業と取引ができる技術を持つ生産者もほとんどなく、生産者の組織化もなされていないことから、種子生産振興に向けては克服すべき障害がある。

上記の背景から、キルギス政府は、種子産業振興体制の強化、種子生産技術の向上、種子検査技術の向上、海外種子企業との連携促進を通して輸出可能な品質の野菜種子の生産の増加に対する支援を我が国に要請し、「輸出のための野菜種子生産振興プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）が開始された。

本プロジェクトは、2013 年 6 月から 2018 年 6 月までの予定で、キルギス農業土地改良省を相手国実施機関として実施されており、日本側からはこれまでに長期専門家としてチーフアドバイザー、種子産業振興、野菜種子生産、業務調整が派遣されている。

今回実施する中間レビュー調査では、キルギス側実施機関と合同でプロジェクトの活動進捗状況及び成果の確認を行い、さらに評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の観点から評価を行い、残りの協力期間における対応方針について検討し、関係者に提言することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続を把握の上、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2016 年 2 月上旬～2 月中旬)
 - ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、各種調査結果報告等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
 - ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)(英文)を作成し、JICA からのコ

- メントを得たうえで完成させる。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 上記の評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関)に対する質問票(案)(英文)を作成のうえ JICA の確認後、JICA 経由でプロジェクト関係者に送付する。
 - ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2016年2月下旬～3月中旬)

- ① JICA キルギス事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者及び先方評価団メンバーに対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③ キルギス側と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、活動プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 上記③で収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績、実施プロセスへの貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 文献調査及び上記③及び④で得られた結果を総合的に判断し、他の調査団員及び先方評価団とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)を作成する。
- ⑥ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑦ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA キルギス事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年3月中旬～4月上旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野の調査結果を取りまとめ、中間レビュー調査報告書(和文)のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 合同評価報告書(案)(英文)
- (2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上してください)。

航空賃については、成田・羽田—イスタンブール—ビシュケクを標準経路とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境

- ① 現地業務日程

現地での業務期間は、2016年2月20日から3月12日までを予定しています。本業務従事者は、JICA 職員の現地調査機関に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

- ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下の通りです。

- (ア) 総括 (JICA)
- (イ) 協力企画 (JICA)
- (ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構キルギス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

日本語もしくは英語⇄ロシア語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト基本情報

(<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200282/index.html>)

・詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010658.html>)

・プロジェクト事前評価表

(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1200282_1_s.pdf)

② また以下の資料を JICA 農村開発部・農業・農村開発第一グループ第二チーム (Tel 03-5226-8423) にて配布します。

・プロジェクト定期報告書

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地作業期間中は安全管理に十分留意願います。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取るよう留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載願います。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする

以上